

(公 印 省 略)
令和 2 年 5 月 2 5 日

保育園・認定こども園
施設長 様

榛東村長 真 塩 卓
(住民生活課)

保育園及び認定こども園の登園自粛解除に係る周知について（依頼）

本村では現在 5 月 3 1 日まで保育園及び認定こども園の登園自粛を要請していますが、6 月 1 日以降の利用に関して、下記のとおり対応することになりましたので通知します。

各施設長におかれましては、下記内容について保護者様あて周知していただくようお願い申し上げます。

記

- 1 登園自粛要請を解除させていただきますが、引き続きマスクの着用や体調不良の場合は登園を控えるなど、感染症対策の徹底をお願いします。
- 2 引き続き家庭での保育が可能な方は、できる限り家庭保育の協力をお願いします。
- 3 保育料等については、6 月以降保育料及び給食費の日割り計算はありません。

※今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大や警戒レベルの上昇が生じた場合には、再度登園自粛の要請をさせていただくことがありますことをご承知おきください。

担当：榛東村住民生活課
児童福祉係
TEL：0279-54-2211